

武雄市水道料金・下水道使用料早見表

(令和5年6月請求分から・税込)

使用水量	水道料金	下水道使用料	合計	使用水量	水道料金	下水道使用料	合計
0m ³ ～5m ³	810円	1,100円	1,910円	19m ³	4,221円	3,982円	8,203円
6m ³	991円	1,320円	2,311円	20m ³	4,510円	4,180円	8,690円
7m ³	1,151円	1,540円	2,691円	21m ³	4,798円	4,378円	9,176円
8m ³	1,311円	1,760円	3,071円	22m ³	5,086円	4,576円	9,662円
9m ³	1,471円	1,980円	3,451円	23m ³	5,374円	4,774円	10,148円
10m ³	1,628円	2,200円	3,828円	24m ³	5,662円	4,972円	10,634円
11m ³	1,916円	2,398円	4,314円	25m ³	5,951円	5,170円	11,121円
12m ³	2,204円	2,596円	4,800円	26m ³	6,239円	5,368円	11,607円
13m ³	2,492円	2,794円	5,286円	27m ³	6,527円	5,566円	12,093円
14m ³	2,780円	2,992円	5,772円	28m ³	6,815円	5,764円	12,579円
15m ³	3,069円	3,190円	6,259円	29m ³	7,103円	5,962円	13,065円
16m ³	3,357円	3,388円	6,745円	30m ³	7,392円	6,160円	13,552円
17m ³	3,645円	3,586円	7,231円	40m ³	10,274円	8,140円	18,414円
18m ³	3,933円	3,784円	7,717円	50m ³	13,156円	10,120円	23,276円

※ 使用料の請求は、検針月の翌月に2か月分をまとめて請求いたしますが、使用料の算定は検針水量2か月分を均等に分け、1月ごとの使用水量として算定いたしますので、ご了承ください。

●水道料金の計算方法

令和5年6月請求分から

$$11\text{m}^3 \sim 600\text{m}^3 \text{の料金} = [10\text{m}^3 \text{の料金} 1,480\text{円} + (\text{使用水量} - 10\text{m}^3) \times \text{超過料金} 262\text{円} / \text{m}^3] \times 1.1 \text{ (消費税)}$$

$$601\text{m}^3 \sim \text{の料金} = [600\text{m}^3 \text{の料金} 156,060\text{円} + (\text{使用水量} - 600\text{m}^3) \times \text{超過料金} 242\text{円} / \text{m}^3] \times 1.1 \text{ (消費税)}$$

※ 料金計算において、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。

●下水道使用料の計算方法

令和元年11月分（10月使用分）から

※11m³以上の料金

$$\text{下水道使用料} = \{ (\text{水量} - 10\text{m}^3) \times 180\text{円} + 2,000\text{円} \} \times 1.1 \text{ (消費税)}$$

※ 料金計算において、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。

○井戸水等を使用している場合の使用水量

- ・メーターを設置している場合：メーターにより認定した水量を加算。
- ・メーターを設置していない場合：1人世帯の場合は10m³、世帯員が1人増すごとに4m³を加算。

世帯員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
水量	10m ³	14m ³	18m ³	22m ³	26m ³	30m ³	34m ³	38m ³

○温泉水を使用している場合の使用水量

- ・メーターを設置している場合：メーターにより認定した水量を加算。
- ・メーターを設置していない場合：1世帯、1月当たり6m³を加算。

お問い合わせは、佐賀西部広域水道企業団 武雄営業所（☎0954-20-7182）までお願いします。